

福岡市公衆浴場法施行条例新旧対照表

※下線部分が改正部分

旧	新
第1条～第5条 略 (その他の措置の基準) 第6条 第4条第1項に定めるもののほか、普通公衆浴場に関する措置の基準は、次のとおりとする。 (1) ～ (7) 略 (8) 普通公衆浴場において使用する湯水は、常に清潔にして、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める水質基準に適合させること。ただし、温泉(温泉法(昭和23年法律第125号)第2条第1項に規定する温泉をいう。)等を利用するため当該水質基準に適合させることができない場合であつて、公衆衛生上支障がないと市長が認めるときは、この限りでない。 ア 略 イ 浴槽水 次に掲げる水質基準 (ア) ・ (イ) 略 (ウ) <u>大腸菌群</u>は、1ミリリットル中に1個以下であること。 (エ) 略 ウ 略 (9) ～ (24) 略 2・3 略 以下略	第1条～第5条 略 (その他の措置の基準) 第6条 第4条第1項に定めるもののほか、普通公衆浴場に関する措置の基準は、次のとおりとする。 (1) ～ (7) 略 (8) 普通公衆浴場において使用する湯水は、常に清潔にして、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める水質基準に適合させること。ただし、温泉(温泉法(昭和23年法律第125号)第2条第1項に規定する温泉をいう。)等を利用するため当該水質基準に適合させることができない場合であつて、公衆衛生上支障がないと市長が認めるときは、この限りでない。 ア 略 イ 浴槽水 次に掲げる水質基準 (ア) ・ (イ) 略 (ウ) <u>大腸菌</u>は、1ミリリットル中に1個以下であること。 (エ) 略 ウ 略 (9) ～ (24) 略 2・3 略 以下略